

瑞穂市公私連携保育法人募集要項

1 法人の要件

保育所（小規模保育所、保育所型認定こども園を含む）を現に運営又は運営しようとする社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社（以下「保育法人」という。）

2 保育法人の組織

- (1) 社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 保育法人の資産

運用財産として公私連携型保育所又は公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）の年間運営費の12分の1以上の現金又は預金を有していること。

4 法令の遵守

公私連携型保育所等の運営にあたっては、関係法令及び市条例を遵守すること。

※保育法人が設置・運営主体となり、瑞穂市は、保育法人と連携し、土地や建物等の設置の支援を行うとともに運営に関与する。保育法人は、瑞穂市による公私連携法人の指定及び瑞穂市との協定の締結により、岐阜県知事の認可に代わり、瑞穂市を經由して岐阜県知事に届け出ることにより公私連携保育法人となり、公私連携型保育所等を設置することができる。

5 募集を行う保育所

瑞穂市立穂積保育所（以下「募集保育所」という。）

6 事業の開始予定年月日

平成31年4月1日からとする。

7 募集保育所利用児童について

募集保育所の利用児童について、保護者が引き続き利用を希望する場合は、

公私連携型保育所等移行以後も当該利用児童を引き継ぐこと。

8 財産の取り扱い等

(1) 土地

募集保育所が管理する土地については、無償貸与を前提とする。

※行政財産である募集保育所の建物等については、老朽化しているため瑞穂市にて処分する。

(2) 消耗品等

消耗品は、公私連携保育法人が調達する。

公私連携型保育所等移行後は、施設の維持・修繕・工事等についても公私連携保育法人の費用で行うこと。

9 保育事業等

(1) 瑞穂市の子ども・子育て支援行政を理解し、市民の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の地域子育て支援事業等を実施すること。

ア：0歳児から5歳児までの保育を実施し、認可定員100名（満3歳未満児30名、満3歳以上児70名）規模の保育事業

イ：早朝保育（午前7時30分から）・延長保育（午後7時まで）

ウ：土曜日の全日保育

エ：一時預かり事業（「公私連携保育所型認定こども園」とする場合は、一般型及び幼稚園型）

オ：地域の未就園児及び保護者、地域自治会活動に対する施設利用の便宜供与など地域の子育て支援、コミュニティー活動又は災害時における避難所に係る事業

カ：自園調理

(2) 第三者評価を受審し、受審した場合はその結果を公表すること。

(3) 職員の配置は、次によること。

ア：公私連携型保育所等の施設長は、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職以上として3年以上の勤務実績を有すること。

イ：保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者が概ね3分の1以上含まれていること。

10 募集等

(1) 募集期間 平成29年6月5日(月)から7月31日(月)まで。

※土・日を除く平日の午前9時～午後5時の間に「瑞穂市公私連携保育法人指定申請書」及び添付書類一式(以下「指定申請書」という。)を瑞穂市教育委員会幼児支援課(電話058-327-2147)まで提出すること。

※指定申請書の作成及び提出に関する費用は、保育法人の負担とする。

※提出された指定申請書は返却しないものとする。

※本要項に関する質問事項は、別紙「質問票」により7月14日(金)までに、幼児支援課へ提出すること。後日ホームページ上で回答する。

(2) 施設見学(特段の期間の定め無し)

直接募集保育所に連絡を入れ、日程を協議の上、施設・設備等を見学すること。必要に応じて幼児支援課職員が立ち会う。

(3) 保育法人の審査等

ア:書類審査

幼児支援課において、応募条件の適否等について書類審査を行う。書類審査により、保育法人の現況が2及び3の要件を満たしていない場合は、プレゼンテーション審査に付さないこととし、その旨を当該保育法人に対し通知する。

このほか、瑞穂市公私連携保育法人選考等委員より追加で審査書類の提出を求める場合がある。

イ:プレゼンテーション審査

審査の方法:プレゼンテーション(以下「プレゼン」という。)に基づき実施

審査の時期:9月上旬(日程は応募保育法人に後日連絡)

審査機関:瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会にて審査

※説明時間は20分程度を予定。説明者は2人以内とすること。

審査結果:文書により通知するとともに市公式ホームページにて公表

※審査内容及び選考結果等に関する異議には応じない。

ウ：その他備考

「瑞穂市公私連携保育所等選定基準」の評価項目の全項目について説明を求め、説明の最後に質疑応答の時間を設ける。

パワーポイントを使用してのプレゼンで液晶プロジェクター、スクリーン等が必要となる場合には、事前に幼児支援課と打ち合わせをすること。

プレゼン資料については、プレゼンの5日前までに瑞穂市公私連携保育法人選考委員会委員へ配布する予定のため、事前提出となる。なお、プレゼンは一般公開で行う。

1 1 公私連携保育法人予定者

前記10(3)イ：プレゼンで第1順位と選定された保育法人については、改めて瑞穂市と協議し、協議成立後、仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となる。協議が成立しない場合や辞退があった場合は、第2順位の保育法人と協議を行う。

※プレゼンでの内容は、仮協定締結事項の前提であるが、瑞穂市の意向や募集保育所保護者からの要望により、変更となる場合がある。

＜（仮）協定締結事項＞

- ①協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地
- ②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置（改善計画等）
- ⑥その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項

1 2 公私連携保育法人の指定（平成30年3月以降予定）

公私連携保育法人は、施設等の無償貸与、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、正式な協定を締結し、その後に公私連携保育法人として指定する。

公私連携保育法人は、平成31年4月の公私連携型保育所等運営開始までに、定款の変更、各種必要な県への届出などを適正に処理すること。

1.3 協定の有効期間、協定の特約事項

(1) 協定期間

当初の協定期間は10年とする。

その後の協定期間については、協議の上決定する。

(運営上の問題がない限り、引き続き継続していくことを想定)

(2) 協定に違反した場合は、瑞穂市の指導に従うこと。

1.4 引継ぎ

教育・保育の内容及び運營業務の円滑な引継ぎの実施のため、平成29年度を引継ぎのため協議期間とし、平成30年度より募集保育所の運営に参画し、引継ぎを受けるものとする。

瑞穂市立保育所に勤務する補助職員のうち公私連携型保育所等の職員となることを希望する者については、積極的に採用するよう別途協議する。

1.5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

公私連携型保育所等選定基準

	区分	審査・評価項目
法人運営	法人の概要	①法人概要、沿革、保育所運営経験 ②理念、応募の動機・理由
	法人の経営状況	①法人の経営状況、将来性 ②法人の第三者評価についての考え方
保育所等の組織・体制	全体計画	①基本理念、保育所の種類、定員等 ②教育・保育方針 ③開園日・開園時間 ④組織計画
	収支計画	①収支予算計画 ②保育料以外の費用徴収
	保育教諭等の配置	①保育教諭等配置、人材育成の考え方(人数、経験年数等)
	安全対策・危機管理体制	①安全対策・危機管理体制
教育・保育等の提供内容	教育・保育内容	①教育・保育計画の概要
	支援を必要とする子どもへの対応	①障がいのある園児への配慮及びその保護者への対応 ②アレルギー症状のある園児への配慮及びその保護者への対応 ③虐待の疑いにより支援が必要な園児への配慮及びその保護者への対応 ④その他支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応
	給食	①給食提供の方法 ②食育計画
	子育て支援	①地域の子育て支援の方法 ②地域との連携・交流
	公私連携型保育所等として配慮する点	①保護者との連携 ②小学校との接続 ③特色ある取り組みや提案 ④施設整備計画

(参考)

穂積保育所の現状

入園児	3歳児から5歳児
基本保育時間	8時00分～16時00分
開設時間 (最大)	7時30分～19時00分 ※延長保育(17時～19時)
保育日	月曜日～金曜日・土曜日(但し8時～12時)
休業日	日曜日・祝日・振替休日・年始年末(12月29日～1月3日)
諸費用	保険料負担金 240円/年額 主食代(3歳以上児のみ) 900円程度/月 保護者会費 100円程度/月 保育用品代 スモック(3歳以上児のみ) 2,750円程度 カラー帽子 800円程度

○入所園児の推移

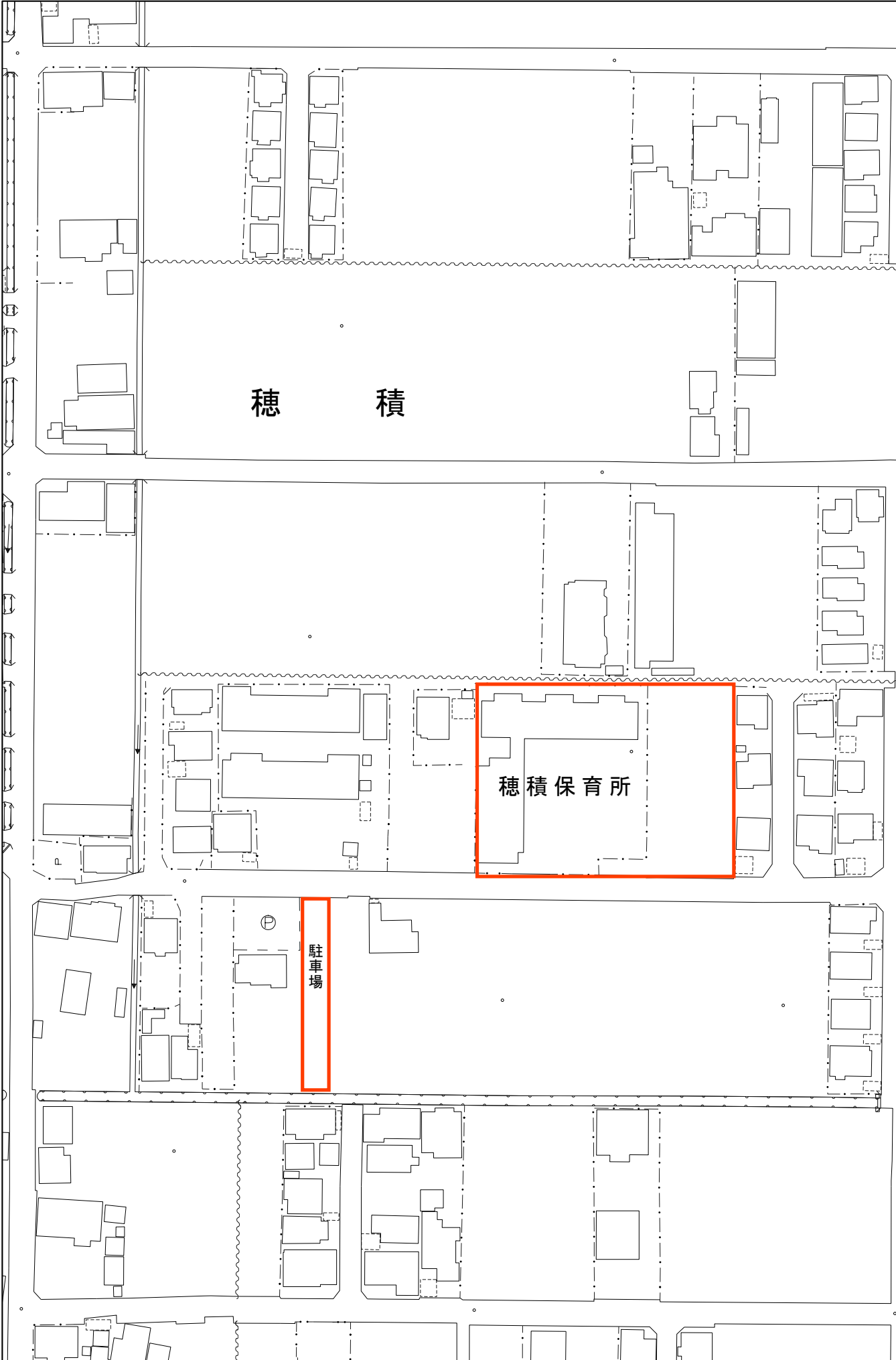
※各年4月1日基準 (単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年少児	23	16	18	28	25	13
年中児	21	22	13	17	29	25
年長児	19	11	24	14	19	29
合計	63	49	55	59	73	67

○穂積保育所の地番・面積等

	所在	地番	地目	面積(m ²)
保育所	瑞穂市穂積字野口	966-1	宅地	1,524.23
		967-1	宅地	1,259.24
		967-2	宅地	1,009.14
駐車場		1001-8	雑種地	495.00

都市計画任意図



穂 積

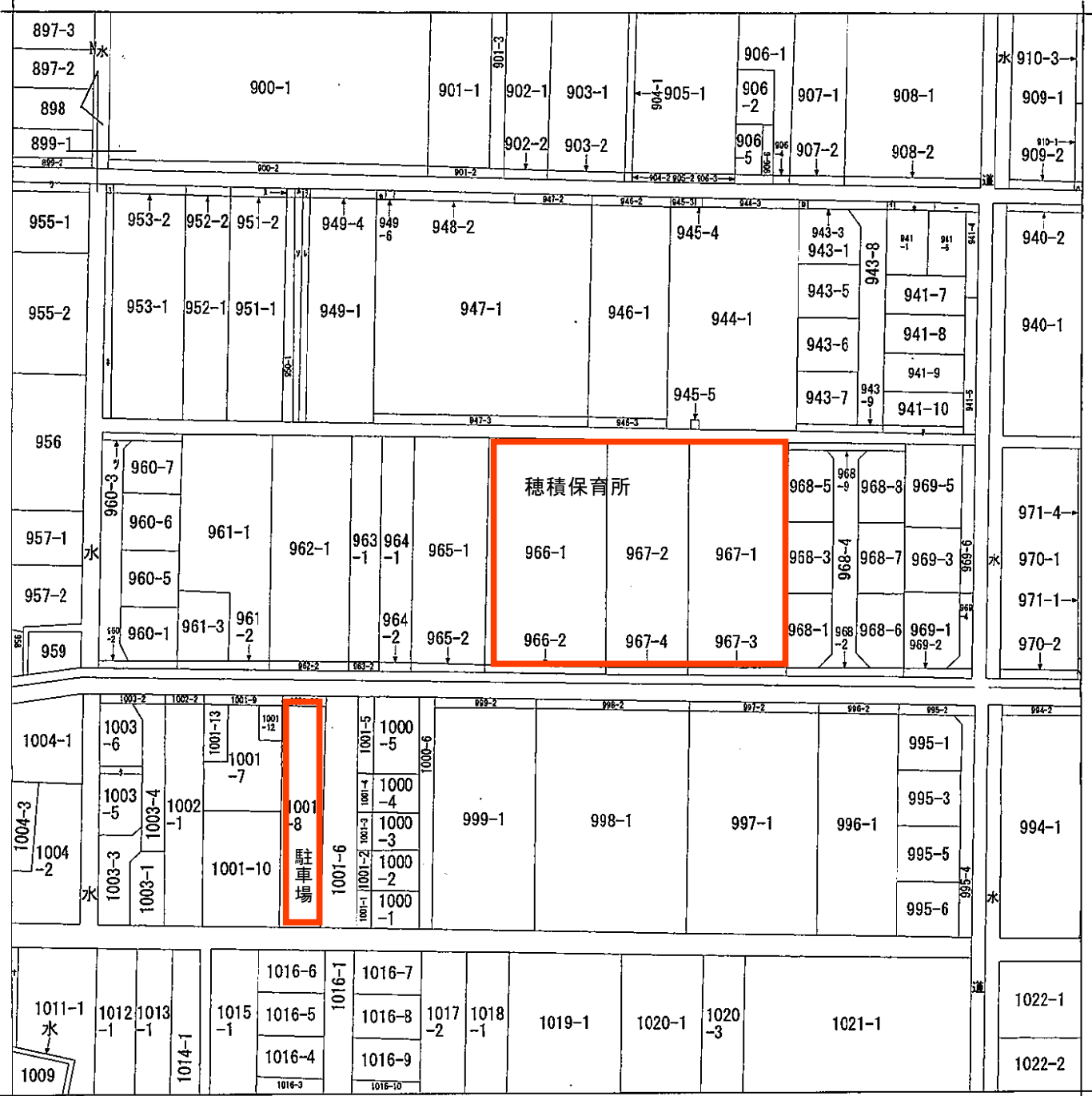
穂積保育所

駐車場

1/1,000

0m 25m 50m 75m 100m

イ 943-4 ホ 942-2 リ 993-1 ワ 955-3 レ 950-2 + 1008
 ロ 944-4 ヘ 971-2 ネ 950-4 カ 949-5 ソ 950-3
 ハ 910-2 ト 971-3 ニ 950-5 コ 954-2 フ 960-4
 ニ 941-2 チ 941-11 テ 950-6 セ 1003-8 ト 954-1



地番区域見出	穂積
	穂積

請求部	所在	瑞穂市穂積字野口		地番	966番1	
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系又は 番号記号	分類	地図に準ずる図面	
種類	土地改良所在図					
作成年月日	備付年月日 (原図)			昭和38年9月2日	補記事項	

質問票

平成 年 月 日

法人名	
担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先 F A X 番号	
メールアドレス	
質問内容	

- ・ 質問票の送付先 F A X : 0 5 8 - 3 2 7 - 2 1 0 5
 E-mail : youjisien@city.mizuho.lg.jp
- ・ 質問票の提出締切 平成 2 9 年 7 月 1 4 日 (金) 午後 5 時まで
- ・ 質問の回答内容については、取りまとめのうえ、ホームページ上で公表します。(質問者の公表は行いません)